

市民向け事業の申請について(R7)

つくばみらい市文化協会では、文化協会に加盟する団体が「市民向け事業」を実施する際に、一部経費を補助する制度があります。

「市民向け事業」とは、つくばみらい市民文化の向上を目指すもので、市民の多数参加が見込める事業のことです(発表会、展示会、体験会等)。

令和7年度中(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に事業実施の計画があり、それについて補助を受けたい場合は、市民向け事業申請書等の提出が必要となります。

※令和6年度までの様式から変更となりました。以前の様式は使用できませんのでご注意ください。

なお、支援については、各部門年1回を原則とします。

ただし、部門全体として開催しない場合は、その限りではありません。

市民向け事業申請のおおまかな流れ

- ① 事業の実施前に市民向け事業申請書(様式 1-1、1-2)を各部長へ提出する
- ② 内容を役員会で審査
- ③ 支援額の決定、各団体へ通知
- ④ 事業実施後、市民向け事業報告書(様式 2-1～2-3)を事務局へ提出する

(事業終了後なるべく速やかに)

⑤ 補助金の受け取り(3月)

☆補助対象経費となるもの☆

報償費(司会者、講師への謝礼)、消耗品及び材料費、広報費、印刷費、使用料※、光熱水費、通信費、その他役員会で必要と認める場合

※原則、市内施設とする。ただし、市内に適切な施設がなく、市外の施設を利用する場合は、つくばみらい市文化協会後援事業であることを示すため、イベントの看板・パンフレット等に明記すること。

問合せ先 つくばみらい市文化協会事務局
生涯学習課内文化協会担当 大倉
TEL:0297(58)2111 内線(7301)